

第1編 法人税法 ＜第1分冊＞

- ※ 本テキスト内では、当期は令和2年3月～令和3年4月の1年間を意味している。
- ※ 第2章以降、解答を行う際に、加算すべき項目と減算すべき項目が同時に生じる場合には、相殺して純額を解答すること。また、税務上、行うべき調整が存在しないときには、加算欄に「0（ゼロ）」を記入すること。

= 第 1 分冊 目次 =

第 1 章 法人税法の概要

問題 1 - 1 法人税額の計算の流れ

問題 1 - 2 別表四の作成

問題 1 - 3 別表一の作成

第 2 章 受取配当等の益金不算入額・外国子会社からの配当等

問題 2 - 1 受取配当等の範囲

問題 2 - 2 受取配当等の益金不算入額①

問題 2 - 3 受取配当等の益金不算入額②

問題 2 - 4 外国法人からの配当金等

問題 2 - 5 受取配当等の益金不算入額③

問題 2 - 6 特定関係子法人からの配当等に対する調整

第 3 章 所得税額控除

問題 3 - 1 所得税額控除①

問題 3 - 2 所得税額控除②

第 4 章 租税公課・税効果会計

問題 4 - 1 租税公課等の損金算入

問題 4 - 2 納税充当金①

問題 4 - 3 納税充当金②

問題 4 - 4 還付金・未収還付法人税等

問題 4 - 5 修正申告

問題 4 - 6 強制徴収等に係る源泉所得税

問題 4 - 7 税効果会計

第5章 外国税額控除等

- 問題5-1 基本的な調整
- 問題5-2 外国税額控除の繰越
- 問題5-3 国外所得金額の計算
- 問題5-4 分配時調整外国税相当額

第6章 減価償却

- 問題6-1 減価償却方法等
- 問題6-2 取得価額
- 問題6-3 残存価額、償却可能限度額
- 問題6-4 耐用年数
- 問題6-5 資本的支出
- 問題6-6 増加償却
- 問題6-7 減価償却方法の変更

第7章 完全支配関係法人間の取引に係る損益調整

- 問題7-1 完全支配関係
- 問題7-2 譲渡損益調整資産
- 問題7-3 寄附金と受贈益
- 問題7-4 寄附修正
- 問題7-5 低額譲渡・贈与

第8章 給与

- 問題8-1 役員給与①（定期同額給与）
- 問題8-2 役員給与②（事前確定届出給与）
- 問題8-3 役員給与③（その他の給与）
- 問題8-4 役員給与④（不相当に高額な金額の判定）
- 問題8-5 使用人給与

第9章 評価損益

問題9-1 棚卸資産の評価損

問題9-2 有価証券の評価損

問題9-3 固定資産の評価損

第10章 貸倒損失

問題10-1 法的な債権の消滅

問題10-2 全額回収不能の場合

問題10-3 売掛債権の特例

第11章 消費税額等

問題11-1 控除対象外消費税額等に関する調整

第12章 みなし配当

問題12-1 基本的な調整

問題12-2 総合問題①（基礎）

問題12-3 総合問題②（応用）

～計算コンプリートトレーニング<租税法>を有効活用していただくために～

計算コンプリートトレーニング<租税法>は、公認会計士試験における租税法の計算問題対策として、網羅的に論点を確認できる問題集です。計算コンプリートトレーニングの特徴は以下のような点にあります。

1. アウトプットを意識したインプット教材

計算コンプリートトレーニングは、学習開始時～本試験直前まで使用できる回転用教材を想定して作成しています。そのため、1問1問で得られる効用が最大となるように問題を作成しています。また、可能な限り公認会計士試験で問われやすい形式で出題をしているので、アウトプットに直結する知識をインプットしていくことができます。

2. 理解してインプットするための「解答解説」「解説講義」

計算コンプリートトレーニングは良問を厳選して掲載していますが、ただ単純に機械のように問題を解いていても短期的な記憶にしかならず、成績は向上しません。しっかりと何を目的とした処理なのか、何故調整を行う必要があるのか、を理解していくことで長期記憶となります。そのため、繰り返し反復することに加えて、解答解説の記載を用いた解説講義を受講することで確実に理解を深めることができます。また、問題の出題意図やポイントを「解答の指針」として明示しているため、各問題の位置づけを確認することができます。

なお、解答解説の脚注欄における記載は、以下の基準で用いています。

◀	…	問題を解くうえでの注意事項
★	…	論点の整理（重要性が比較的高いもの）
☆	…	論点の整理（重要性が比較的低いもの）

3. プランに応じた学習が可能

章ごとに、「効率重視」「標準」「網羅重視」という3つのレベル感で重要度を問題に付しています。租税法に苦手意識がある方、本試験までの時間が短い方は「効率重視」を参考に学習を進めていくことになります。重要度は◎（必ずやる）○（やる）△（一応やる）×（やらない）の4段階で示しているので、参考にして下さい。

4. 初学者向けのINPUTセクション

各章の冒頭に「Input」セクションを設けており、各章で必要となる知識を体系的に整理したうえで、コンプリートトレーニングの問題に取り組むことができます。初学者の方、租税法に自信のない方は「Input講義」を受講したうえで、各問題に取り組むようにしてほしい。

上記のとおり、コンプリートトレーニング<租税法>は反復を前提に「理解+暗記」を狙いとしている教材です。そのため、短期間で租税法の対策を取らざるを得ない方には、非効率な面もあるため留意して下さい。

租税法は、最終的には暗記量がものをいう科目ですが、意味を理解せず暗記をひたすら行っていくことには苦痛が伴います。このコンプリートトレーニング<租税法>が皆さんの血肉となり、公認会計士試験の合格の糧となることを願っています。

作問及び解説講義担当 CPA会計学院講師 高野 大希

★ 租税法の学習をする際の注意点 ★

<端数処理について>

租税法では、特段の端数処理についての定めがある部分を除き、計算の都度、1円未満を切り捨てて計算を行う。コンプリートトレーニングの解説において「切捨」と記載している部分については、特段の定めがないために端数を切り捨てていると考えてよい。

<有利選択について>

複数の方法により計算することができる場合には、納税者に有利となるように計算を行う。ここでいう有利な方法とは、税額が最も安くなる方法という意味である。

計算コンプリートトレーニング <租税法> 法人税法①

復習管理表

問題	学習プラン			日付①	日付②	日付③	日付④	日付⑤	日付⑥	日付⑦
	効率	標準	網羅	達成度						
問題1-1	◎	◎	◎	/	/	/	/	/	/	/
問題1-2	△	△	○	/	/	/	/	/	/	/
問題1-3	△	△	○	/	/	/	/	/	/	/
問題2-1	◎	◎	◎	/	/	/	/	/	/	/
問題2-2	◎	◎	◎	/	/	/	/	/	/	/
問題2-3	△	○	◎	/	/	/	/	/	/	/
問題2-4	○	○	◎	/	/	/	/	/	/	/
問題2-5	×	△	○	/	/	/	/	/	/	/
問題2-6	×	×	△	/	/	/	/	/	/	/
問題3-1	◎	◎	◎	/	/	/	/	/	/	/
問題3-2	△	○	◎	/	/	/	/	/	/	/
問題4-1	◎	◎	◎	/	/	/	/	/	/	/
問題4-2	◎	◎	◎	/	/	/	/	/	/	/
問題4-3	○	◎	◎	/	/	/	/	/	/	/
問題4-4	○	◎	◎	/	/	/	/	/	/	/
問題4-5	△	○	◎	/	/	/	/	/	/	/
問題4-6	×	△	○	/	/	/	/	/	/	/
問題4-7	×	×	△	/	/	/	/	/	/	/

問題	学習プラン			日付①	日付②	日付③	日付④	日付⑤	日付⑥	日付⑦
	効率	標準	網羅	達成度						
問題9-1	△	○	◎	／ ○△×						
問題9-2	×	△	○	／ ○△×						
問題9-3	○	◎	◎	／ ○△×						
問題10-1	○	◎	◎	／ ○△×						
問題10-2	△	○	◎	／ ○△×						
問題10-3	△	○	◎	／ ○△×						
問題11-1	○	◎	◎	／ ○△×						
問題12-1	◎	◎	◎	／ ○△×						
問題12-2	△	○	◎	／ ○△×						
問題12-3	×	△	○	／ ○△×						

反復が力となる

【MEMO】

第1章 法人税法の概要

問題番号	論 点	学習プラン			ページ
		効率重視	標 準	網羅重視	
問題1-1	法人税額の計算の流れ	◎	◎	◎	1- 7
問題1-2	別表四の作成	△	△	○	1-13
問題1-3	別表一の作成	△	△	○	1-16

【過去5年間の出題実績】

年度	出題論点
H27年	法人税法の総合問題
H28年	法人税法の総合問題
H29年	法人税法の総合問題
H30年	法人税法の総合問題
H31年	法人税法の総合問題

～出題実績に基づく学習方針～

本章では、法人税法を学習する上での大前提といえる、法人税額の算定手順を学習する。直接本章の内容が本試験に出題されるわけではないが、今後の各論点を学習する際に法人税額の算定の仕組みがあやふやでは理解が困難となる。そのため、問題1-1については、確実に正答できるように算定手順の理解を深めておいて欲しい。

公認会計士試験では、直接別表四、別表一の形式で出題された実績はないため、問題1-2及び問題1-3については優先度は低くしてもらって構わない。

【本章で取り扱う論点の一覧表】

分野	論点	問題番号		
		1-1	1-2	1-3
法人税法の概要	課税所得の算定方法	○	○	
	法人税額の算定方法			
	法人税率	○		○
	別表四		○	
	別表一			○

Input

1. 概要 ★★★

【特徴】

法人の所得に対して課される国税である。

【計算方法】

$$\text{益金の額}(*1) - \text{損金の額}(*2) \Rightarrow \text{所得金額} \times \text{税率} \Rightarrow \text{法人税額}$$

↑ 「別段の定め」を調整
 会計の収益 会計の費用

→ 原則は会計と同じ。ただし、特定のものは会計と異なる「別段の定め」

(*1) 益金の額・・・「別段の定め」のあるものを除き、以下の取引に係る収益の額

- ・ 資産の販売
 - ・ 有償による
 - ・ 無償による
 - ・ 有償による
 - ・ 無償による
 - ・ 無償による資産の譲受
 - ・ その他資本等取引以外
- } 資産の譲渡
- } 役務の提供

法人税法では、益金の額とすべき金額は原則として時価である。
 そのため、無償による資産の譲渡や役務の提供も益金の範囲に含まれている。

(*2) 損金の額・・・「別段の定め」のあるものを除き、原価・費用・損失の額

↑
 債務が確定したものに限る（債務確定基準）

- ① 期末までに債務が成立
- ② 期末までに事実が発生
- ③ 金額を合理的に算定可能

∴ 法人税法では、見積もりによる費用計上は、原則、認められていない。

2. 課税所得の計算 ★★★

課税所得は会計上の「利益」をベースに、利益と所得のずれを調整していく。

加算項目 … 所得 > 利益となるもの

費用だけど損金でない → 損金不算入

収益でないけど益金である → 益金算入

減算項目 … 所得 < 利益となるもの

費用でないけど損金である → 損金算入

収益だけど益金でない → 益金不算入

【別表 4】

当期利益の額		×××	←	P/L 当期純利益（会計上の数字）
調整 ①	加算			
	減算			
仮計				
調整②（すべて加算）			←	寄附金の損金不算入額 法人税額から控除される所得税額 税額控除の対象とした外国法人税額
合計・差引計				
調整③ 欠損金の当期控除（減算）				
総計・所得金額				

3. 税額の計算フォーム ★★★

【別表一】	
所得金額	××× ← 別表四の末尾から転記
× 税率(*1)	税率を乗じる前に「千円未満切捨」
法人税額	
特別控除（税額のマイナス）	
差引法人税額・法人税額計	
控除税額（税額のマイナス）	
差引所得に対する法人税額	← 「百円未満切捨」
中間申告法人税額	
差引確定法人税額	

(*1) 税率は以下のとおりである。（期末資本金1億円以下の中小法人は優遇される。）

期末資本金の額が1億円以下 （以下に該当する場合を除く）	年800万円までは15%
	年800万円を超えた部分は23.2%
期末資本金の額が1億円以下であり、 適用除外事業者(*2)に該当する。	年800万円までは19%
	年800万円を超えた部分は23.2%
期末資本金の額が1億円以下であり、 一定の要件(*3)を満たす。	すべて23.2%
期末資本金1億円超	すべて23.2%

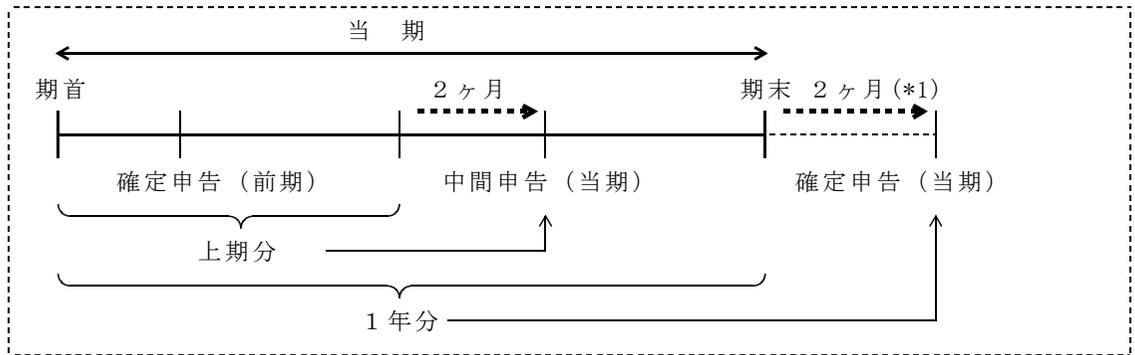
(*2) 適用除外事業者とは以下のような法人をいう。

前3事業年度の平均所得金額が15億円超の中小企業者

(*3) 一定の要件とは以下のいずれかに該当する場合をいう。

① 資本金5億円以上である法人による完全支配関係がある法人
② 100%グループ内の複数の資本金5億円以上である法人に発行済株式の全部を保有されている法人

4. 申告納付 ★★★



(*1) 確定申告の期限は、原則、2ヶ月以内であるが、特別な事情がある場合等は、最大4ヶ月延長することが可能である。

問題 1-1 法人税額の計算の流れ（難易度：易，目標解答時間5分）

下記の資料に基づき、当社における当期の差引確定法人税額を計算しなさい。なお、当社の株主はすべて個人株主であるものとする。

- 【ケース1】 当社が普通法人であり、期末資本金の額が 200,000,000円の場合
- 【ケース2】 当社が普通法人であり、期末資本金の額が 50,000,000円の場合
- 【ケース3】 当社が普通法人であり、期末資本金の額が 50,000,000円の場合（前3事業年度の平均所得金額が15億円超である）
- 【ケース4】 当社が法人税法別表第2に掲げられる公益法人等である場合（下記に示す資料はすべて収益事業に関するものであるとする）

【資料】

1. 当期の損益計算書における「当期純利益」の金額は 123,000,500円であった。
2. 法人税額を算定するにあたり、以下の事項が判明している。
 - (1) 会計上の収益に計上されているが、税務上の益金に該当しない金額が 3,700,000円ある。
 - (2) 会計上の費用に計上されているが、税務上の損金に該当しない金額が55,120,000円ある。
 - (3) 会計上の収益に計上されていないが、税務上の益金として認識される金額が 6,000,000円ある。
 - (4) 会計上の費用に計上されていないが、税務上の損金として認識される金額が 4,400,000円ある。
3. 当期における租税特別措置法による税額控除額は 590,000円である。
4. 当期における「法人税額から控除される所得税額」は 228,050円である。
5. 当期の中間申告法人税額は17,000,000円である。

解答用紙【ケース1】の場合の差引確定法人税額 円【ケース2】の場合の差引確定法人税額 円【ケース3】の場合の差引確定法人税額 円【ケース4】の場合の差引確定法人税額 円

解答 1-1 法人税額の計算の流れ（難易度：易，目標解答時間5分）

【ケース1】の場合の差引確定法人税額 円

【ケース2】の場合の差引確定法人税額 円

【ケース3】の場合の差引確定法人税額 円

【ケース4】の場合の差引確定法人税額 円

【演習管理表】

回数	実施日	正答数	コメント
1回目	/	/ 4	
2回目	/	/ 4	
3回目	/	/ 4	
4回目	/	/ 4	
5回目	/	/ 4	



解答の指針

法人税額の算定式は「課税所得×税率」により税額を求めた上で、税額控除等を行う。

そのため、解答の手順として①当期純利益に税務調整を加減算し課税所得を算定し、②会社の規模や種類に合わせて税率を決定する。

【解答・解説】(単位：円)

I. ケース1の場合

1. 課税所得の計算

当期純利益	123,000,500
(1) 益金不算入額	△ 3,700,000
(2) 損金不算入額	+ 55,120,000
(3) 益金算入額	+ 6,000,000
(4) 損金算入額	△ 4,400,000
課税所得	<u>176,020,500</u>

2. 確定法人税額の計算

(1) 法人税額

$$176,020,000(*1) \times 23.2\% = 40,836,640$$

(*1) 課税所得176,020,500 → 176,020,000 (千円未満切捨)

★税務調整の種類

加算項目(利益<所得)

(益金算入
損金不算入

減算項目(利益>所得)

(益金不算入
損金算入

【端数処理】

税率を乗じる前に課税所得の千円未満を切り捨てる。

【税率】

法人税額の税率については、以下のとおりである。

期末資本金の額が1億円以下 (以下に該当する場合を除く)	年800万円までは15%
	年800万円を超えた部分は23.2%
期末資本金の額が1億円以下であり、 適用除外事業者(※1)に該当する。	年800万円までは19%
	年800万円を超えた部分は23.2%
期末資本金の額が1億円以下であり、 一定の要件(※2)を満たす。	すべて23.2%
期末資本金1億円超	すべて23.2%

※1 前3事業年度の平均所得金額が15億円超の中小企業者をいう。

※2 資本金の額が5億円以上の法人等に株式の100%を直接又は間接に所有されている場合における子法人等をいう。

(2) 差引法人税額・法人税額計

$$\text{法人税額} 40,836,640 - \text{税額控除額} 590,000 = 40,246,640$$

(3) 差引所得に対する法人税額

$$\begin{aligned} \text{法人税額計} 40,246,640 - \text{法人税額から控除される所得税額} 228,050 \\ = 40,018,590 \rightarrow 40,018,500 \text{ (百円未満切捨)} \end{aligned}$$

【端数処理】

所得税額、外国税額を控除した後の差引所得に対する法人税額について百円未満を切り捨てる。

(4) 差引確定法人税額

$$\text{差引所得に対する法人税額} 40,018,500$$

$$- \text{中間申告法人税額} 17,000,000 = 23,018,500$$

II. ケース2の場合

★中小法人の軽減税率

中小法人（期末資本金額1億円以下の法人）については、大法人に比べて担税力が乏しいこと等を理由に、軽減税率が適用される。

★ケース1とケース2の比較

中小法人か否かにより法人税率が異なるのは800万円までの部分である。したがって、ケース1（中小法人以外）とケース2（中小法人）の税額を比較すると、税額に656,000円(*1)の差異が生じる。

(*1) 8,000,000
 $\times (23.2\% - 15\%)$
 = 656,000

▶ 適用除外事業者に該当する場合には、法人税法66条に基づき軽減税率は適用されるものの、租税特別措置法の適用除外とされるため、800万円以下の部分に19%の税率が適用される。

★法人税額の計算の流れ

課税所得
 ↓ (×税率)
 法人税額
 ↓ (△税額控除)
 差引法人税額
 ↓ (+留保金課税等)
 法人税額計
 ↓ (△所得税・外国税)
 差引所得に対する法人税額
 ↓ (△中間申告法人税額)
 差引確定法人税額

1. 課税所得の計算

ケース1と同様である

2. 確定法人税額の計算

(1) 法人税額

i 800万円以下の部分

$$8,000,000 \times 15\% = 1,200,000$$

ii 800万円超の部分

$$(176,020,000(*1) - 8,000,000) \times 23.2\% = 38,980,640$$

(*1) 課税所得176,020,500 → 176,020,000 (千円未満切捨)

iii i + ii = 40,180,640

(2) 差引法人税額・法人税額計

$$\text{法人税額} 40,180,640 - \text{税額控除額} 590,000 = 39,590,640$$

(3) 差引所得に対する法人税額

$$\text{法人税額計} 39,590,640 - \text{法人税額から控除される所得税額} 228,050 = 39,362,590 \rightarrow 39,362,500 \text{ (百円未満切捨)}$$

(4) 差引確定法人税額

$$\text{差引所得に対する法人税額} 39,362,500 - \text{中間申告法人税額} 17,000,000 = 22,362,500$$

III. ケース3の場合

1. 課税所得の計算

ケース1と同様である

2. 確定法人税額の計算

(1) 法人税額

i 800万円以下の部分

$$8,000,000 \times 19\% = 1,520,000$$

ii 800万円超の部分

$$(176,020,000(*1) - 8,000,000) \times 23.2\% = 38,980,640$$

(*1) 課税所得176,020,500 → 176,020,000 (千円未満切捨)

iii i + ii = 40,500,640

(2) 差引法人税額・法人税額計

$$\text{法人税額} 40,500,640 - \text{税額控除額} 590,000 = 39,910,640$$

(3) 差引所得に対する法人税額

$$\text{法人税額計} 39,910,640 - \text{法人税額から控除される所得税額} 228,050 = 39,682,590 \rightarrow 39,682,500 \text{ (百円未満切捨)}$$

(4) 差引確定法人税額

$$\text{差引所得に対する法人税額} 39,682,500 - \text{中間申告法人税額} 17,000,000 = 22,682,500$$

IV. ケース4の場合

1. 課税所得の計算

ケース1と同様である

2. 確定法人税額の計算

(1) 法人税額

i 800万円以下の部分

$$8,000,000 \times 15\% = 1,200,000$$

ii 800万円超の部分

$$(176,020,000(*1) - 8,000,000) \times 19\% = 31,923,800$$

(*1) 課税所得176,020,500 → 176,020,000 (千円未満切捨)

iii i + ii = 33,123,800

(2) 差引法人税額・法人税額計

$$\text{法人税額} 33,123,800 - \text{税額控除額} 590,000 = 32,533,800$$

(3) 差引所得に対する法人税額

$$\begin{aligned} \text{法人税額計} 32,533,800 - \text{法人税額から控除される所得税額} 228,050 \\ = 32,305,750 \rightarrow 32,305,700 \text{ (百円未満切捨)} \end{aligned}$$

(4) 差引確定法人税額

$$\text{差引所得に対する法人税額} 32,305,700$$

$$- \text{中間申告法人税額} 17,000,000 = \mathbf{15,305,700}$$

☆公益法人等の軽減税率

公益法人等については、資本金額の大小に関わらず、その事業の特殊性に配慮して、軽減税率が適用される。

【MEMO】

問題1-2	別表四の作成（難易度：中，目標解答時間10分）
-------	-------------------------

下記の資料に基づき，解答用紙の別表四を完成させなさい。

【資料】

1. 当期の損益計算書における当期純利益は 123,456,000円である。
2. 当期における税務調整は以下のとおりである。
 - (1) 損金経理をした納税充当金 88,330,000円
 - (2) 納税充当金から支出した事業税 11,709,000円
 - (3) 受取配当等の益金不算入額 2,890,000円
 - (4) 交際費等の損金不算入額 4,076,000円
 - (5) 寄附金の損金不算入額 2,110,000円
 - (6) 貸倒引当金の否認額 3,000,000円
 - (7) 法人税額から控除される所得税額 219,800円
 - (8) 欠損金等の当期控除額 1,000,000円
3. 当期において剰余金の配当31,000,000円を支払っている。

解答用紙	(単位：円)
------	--------

区 分	総 額	処 分		
		留 保	社外流出	
当期利益又は当期欠損の額			配当	
			その他	
加 算				
	小 計			
減 算				
	小 計			
仮 計		(省略)		
合 計				
差引計				
総 計				
所得金額又は欠損金額				

解答 1-2 別表四の作成（難易度：中，目標解答時間10分）

（単位：円）

区 分		総 額	処 分					
			留 保	社外流出				
当期利益又は当期欠損の額		123,456,000	92,456,000	<table border="1"> <tr> <td>配当</td> <td>31,000,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table>	配当	31,000,000	その他	
配当	31,000,000							
その他								
加 算	損金経理をした納税充当金	88,330,000	88,330,000					
	交際費等の損金不算入額	4,076,000		その他 4,076,000				
	貸倒引当金の否認額	3,000,000	3,000,000					
	小 計	95,406,000	91,330,000	4,076,000				
減 算	納税充当金から支出した事業税等	11,709,000	11,709,000					
	受取配当等の益金不算入額	2,890,000		その他 2,890,000				
	小 計	14,599,000	11,709,000	2,890,000				
仮 計		204,263,000	(省略)					
寄附金の損金不算入額		2,110,000						
法人税額から控除される所得税額		219,800						
合 計		206,592,800						
差引計		206,592,800						
欠損金等の当期控除額		△ 1,000,000						
総 計		205,592,800						
所得金額又は欠損金額		205,592,800						

【演習管理表】

回 数	実施日	正答数	コメント
1回目	/	-	
2回目	/	-	
3回目	/	-	
4回目	/	-	
5回目	/	-	

解答の指針

別表四を申告書の形式で記入していく問題である。税務調整を別表四に記入する際には、加算・減算調整をどの欄で行うのか、留保項目・社外流出項目の見極めを行う必要がある。

加算減算調整を行う場所は、重要な項目について、以下のようにおさえておけばよい。

寄附金の損金不算入額 法人税額から控除される所得税 法人税額から控除される外国税	仮計の下で加算
欠損金の当期控除額	差引計の下で減算（△を付す）
上記以外の項目	加算，減算欄

また、留保・社外流出項目の違いは、財務会計論で学習する税効果会計における一時差異と永久差異の関係と考えると理解しやすい。

留保項目 → 「一時差異」となる税務調整，法人税・住民税の本税

社外流出項目 → 「永久差異」となる税務調整

【解説】

I. 当期利益又は当期欠損金の額の記載方法

(1) 留保欄

当期純利益（損失）の金額から、社外流出欄に記載した金額の合計額を控除した金額を記載する。

(2) 社外流出欄

配当の欄には、当期に支払効力が発生した剰余金の配当の金額を記入する。その他の項目については、配当以外の項目で剰余金処分を行っている場合に記入する。

★留保と社外流出

留保項目

税務上の資産、負債の計算に影響を及ぼす項目をいう。

社外流出項目

申告調整事項のうち、留保項目以外のものが全て含まれる。将来の損益とは結びつかない項目、つまり当期の所得金額の計算だけに影響を与える項目である。

★仮計欄より下の記入

仮計欄より下は、加算としての性質を持つので、減算項目については△印をつけて記載する。

なお、受験上は減算項目として「欠損金の特別控除額」をおさえておけばよい。

II. 加算調整・減算調整の記載場所

(1) 加算・減算欄

下記(2)及び(3)以外の調整項目を記載する。

(2) 仮計欄の下

i 調整金額の算定に「仮計」の金額を用いるもの

寄附金の損金不算入額

ii 税額控除が行われるもの

法人税額から控除される所得税
税額控除の対象となる外国法人税の額

(3) 差引計欄の下

欠損金の特別控除額

問題 1 - 3 別表一の作成（難易度：易，目標解答時間 3 分）

下記の資料に基づき，解答用紙の別表一を完成させなさい。

【資料】

1. 当期の別表四において適正に計算された課税所得は 220,000,000円である。
2. 当期における租税特別措置法第42条の4<<試験研究を行った場合の法人税額の特別控除>>の金額は 3,800,000円である。
3. 当期における控除所得税額は 349,230円である。
4. 中間申告による納税額は17,800,000円である。
5. 当社の期末における資本金の額は8千万円であり，資本金等の額は2億円である。また，当社の株主はすべて個人株主であり，租税特別措置法第42条の4第8項第8号に規定される適用除外事業者には該当しない。

解答用紙 （単位：円）

摘 要	金 額
所得金額又は欠損金額	
法人税額	
法人税額の特別控除額	
差引法人税額・法人税額計	
控除所得税額	
差引所得に対する法人税額	
中間申告分の法人税額	
差引確定法人税額	

【MEMO】

解答 1-3 別表一の作成（難易度：易，目標解答時間3分）

（単位：円）

摘要	金額
所得金額又は欠損金額	220,000,000
法人税額	50,384,000
法人税額の特別控除額	3,800,000
差引法人税額・法人税額計	46,584,000
控除所得税額	349,230
差引所得に対する法人税額	46,234,700
中間申告分の法人税額	17,800,000
差引確定法人税額	28,434,700

【演習管理表】

回数	実施日	正答数	コメント
1回目	/	-	
2回目	/	-	
3回目	/	-	
4回目	/	-	
5回目	/	-	

 解答の指針

別表一の申告書記入方法は複雑ではない。適用される税率，端数処理のタイミングを頭に入れておけば，別表一の形式で問われても容易に解答できる。

【解答・解説】(単位：円)

I. 納付すべき法人税額の計算

1. 法人税額

(1) 800万円以下の部分

$$8,000,000 \times 15\% = 1,200,000$$

(2) 800万円超の部分

$$(220,000,000 - 8,000,000) \times 23.2\% = 49,184,000$$

(3) (1) + (2) = 50,384,000

2. 差引法人税額・法人税額計

$$\text{法人税額} 50,384,000 - \text{税額控除額} 3,800,000 = 46,584,000$$

3. 差引所得に対する法人税額

$$\begin{aligned} \text{法人税額計} 46,584,000 - \text{法人税額から控除される所得税額} 349,230 \\ = 46,234,770 \rightarrow 46,234,700 \text{ (百円未満切捨)} \end{aligned}$$

4. 差引確定法人税額

$$\begin{aligned} \text{差引所得に対する法人税額} 46,234,700 \\ - \text{中間申告法人税額} 17,800,000 = 28,434,700 \end{aligned}$$

◆ 当社の資本金の額は8千万円であるため、中小法人の軽減税率が適用される。

なお、資本金「等」の額とは、資本金の額その他に会計上の資本剰余金に相当する金額を含んだ金額であると捉えてよい。

【別表一の計算手順】

- STEP 1 課税所得金額（別表四の最終数値、千円未満切捨）に税率を乗じて、「法人税額」を計算する。
- STEP 2 法人税額計から特別税額控除額を控除し、「差引法人税額」を計算する。
- STEP 3 差引法人税額に特別税額を加え、「法人税額計」を計算する。
- STEP 4 法人税額から源泉徴収された所得税額・外国税額等を控除し、「差引所得に対する法人税額（百円未満切捨）」を計算する。
- STEP 5 差引所得に対する法人税額から中間申告分の法人税額を控除し、納付すべき法人税額である「差引確定法人税額」を計算する。

- ★ STEP 3 の特別税額の重要性は低いいため、考慮しないケースが多い。
- ★ STEP 2, 4, 5 はいずれも法人税額から控除するものであるため、税額を求めた後、順次税額を控除していくイメージを持つとよい。

☆特別税額控除額の種類

法人税額から控除される特別税額控除額としては、受験上は以下のような項目があるとおさえておけばよい。

- ① 研究開発税制
- ② 雇用促進税制
- ③ 所得拡大税制
- ④ 中小企業等投資促進税制

など

【MEMO】